

綱 領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成18年
9月25日
発行
第194号

発行所
日本赤十字新労労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
Eメール sinrou@nyc.odn.ne.jp
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者 佐藤 浩光



—平成18年度— 第2回中央委員会開催 勤務成績に基づく昇給制度等を審議

九月十日、十一日の両日、豊かな自然と歴史に恵まれた東京都福井市の「福井フシントンホテル」において、平成十八年度第二回中央委員会が開催された。会議には、全国加盟組より中央委員及びオブザーバー等約七〇名の参加のもと、議題である平成十八年度ベアや勤務成績に基づく昇給制度等について慎重な審議が行われた。

また、十一日には中央委員会先立ち幹部研修会が開催され、救急法をテーマとした講演を聴講した。

第二回中央委員会は、開重ねてきた。こうした中、会のことばの後、資格審査・成立確認(出席中央委員・人事院勧告を受けて、八月二十四日、委任状一名)が行われ、議長に内海和彦氏(石巻日赤)、副議長に寺西清吾氏(秦野日赤)、書記に倉光 弘氏(鳥取日赤)、二日目は西村和典氏(天津日赤)が選出された。

審議に先立ち、山田中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

『本年度給与改定について、日赤新労は第四五回定期全国大会決議に基づき、基本賃金の引上げを定昇込み三%、金額で二万六千円として本社に要求し交渉を

経過報告が行われ、翌日は議題である平成十八年度ベア等の議題について審議が行われた。

■ 報告事項 ■

- 一、各部報告
- 【組織部】
- ホームページのリニューアル(六月十日)
- 六ブロック及び支部懇談会の開催
- 内部強化(福井血七)
- 【教宣部】
- 単組新任役員研修会開催
- 「組合活動と労働法」明治大学法学部講師・松岡二郎氏
- 初心者研修会開催
- 「1B」八月二十六日「労働組合とは」「給与のあらまし」
- 「2B」七月二十二日「労働組合とは」「給与のあらまし」
- 幹部研修会開催

昇給制度についても、皆さんからの意見や要望を本社にぶつけ、引き続き協議していききたい。

また、勤務成績に基づく昇給制度についても、皆さんからの意見や要望を本社にぶつけ、引き続き協議していききたい。

なお、給与要綱第三五の改正については本社が「他組合との兼ね合いから時期を見て」ということで進展が見られず、現在に至っているが、新労としては機会あるごとに早急な対応を求め、引き続き努力を投入して申し入れていく。

その後、各部報告、一般本部活動報告が行われ、賛

成多数で承認された。なお、単組よりオンコールの取扱い、豪雪被害に対する対応についての要望が提出されたほか、本部より浦河日赤の組合員不在による脱会の報告があった。

■ 審議事項 ■

一、十八年度ベアについて各ブロック代表中央委員からブロック会議での審議結果や各単組から集約してきた意見等が報告され、今年度ベアについては本部一任と決定された。なお、寒冷地手当と地域手当については質疑応答がなされた。

二、年末手当について各ブロック会議での審議結果が報告され、賛成多数で次の通り決定された。

【統一要求額】

三三・五割十一律五万円

【統一要求日】本部一任

本部は十月三日(火)を統一要求日に指定。

三、第四六回大会について第四六回定期全国大会の日時と役割を確認。

日時平成十九年二月二十日

五日、二十七日

場所未定

議長4B、副議長5B書記3B、役員監査委員及び選挙管理委員各B、議事運営委員2・4・6B議事録確認5・6B大会宣言文1・3・5B

四、勤務成績に基づく昇給制度について

各ブロック会議で出された意見・要望等が報告された。また、評価の試行実施施設より試行状況及び結果について発表があった。本部はこれらの意見を精査し、引き続き昇給制度導入を前向きに検討しながら、それに係る諸問題については本社と協議していく考えを示した。

五、全社的福利厚生事業(十九年度分)について

共同購入、生命保険の割引、職員の子の結婚祝金、住宅融資の銀行枠の拡大の提案のほか、現在実施されている事業に対して、ベネフィットを利用する際の地方格差、慶弔見舞金の運用の不具合等さらなるサービスの向上を求める意見があった。

六、調理師の処遇について提案した単組より、調理師を医療職とする提案理由が述べられた。「現在調理師は一般職(二)表だが、一ながら食事療法による患者さんの健康の回復に貢献している。これはまさに医療の一環であり、医療職に含まれるものと考え、また、高度化する治療食に対応できるように国家資格等の取得にも努力しており、有資格者は増えている。しかし、ほかの単組より、調理師業務の委託化が進む中、雇用の確保を危惧する意見が多く出されたため、本社の考えを確認することとした。

また、俸給表の変更提案に対しては各単組に温度差があるため、引き続き継続審

支部部会を開催

八月十九日(土)、東京都港区「島嶼会館」に支部部会では組織の内部強化と労働条件について活発な意見交換がなされ、また、



全社的福利厚生事業の運用状況と問題点、勤務成績に基づく昇給制度導入に伴う勤務評定について質疑応答が行われた。

支部の皆さんとは普段なかなか話をする機会が少ないが、時間外・休日労働や人事交流等、支部の勤務実態と労働環境について理解をすることができ、有意義な懇談会となった。

支部単組が連合団体に加盟しているのは、中央三組合のうち日赤新労だけである。新労結成当時には四〇近く加盟していたが、現在はかなりの激減しており、支部という事業規模から組合員数も決して多くはないので、難しい単組活動も想像できることである。今後、もこのような場を設けて、支部相互の情報や意見交換を行うことで組織強化を図り、本社交渉にも反映させていきたい。(組織部)

年末手当要求額
32.5割十一律5万円



私たちの日々の努力に
応えよ!

- ①定期大会等の会議の運営について
- ②慶弔見舞金運用について見舞金支払いの方法と請求手続きの簡素化(三ブロックより)
- ③ホームページについて組合ホームページの活用とPR(本部より)
- ④看護部懇談会について看護部懇談会に向けた今後の活動方針(本部より)
- ⑤休日の日直の取扱い、振替休日の対応を行って

—幹部研修会— 「日本赤十字社の救急法等 講習普及事業の現状と課題」

日本赤十字社事業局救護・福祉部 関口 忍 氏



九月十日(日)、福井市「福井ワシントンホテル」において、平成十八年度幹部研修会が開催された。今年の研修会は救急法を

テーマに、演題を「日本赤十字社の救急法等講習普及事業の現状と課題」として、講師には日本赤十字社事業局救護・福祉部健康安全課指導係長の関口 忍氏をお招きした。

関口氏は、東京は下町生まれのチャキチャキの江戸っ子。学生時代に東京都立体育館でボールの監視員をしていたときに受講した赤十字の講習がきっかけで赤十字の仕事に関心をもち、



その後日本赤十字社に入社され、最初に配属されたのが社会部救護課だったとのこと。

講演はレジュメにそって、「日本赤十字社における救急法の歴史」「日本赤十字社の救急法等講習の体系」「海外における救急法等普及支援」「日本赤十字社の救急法等講習普及事業の現状と課題」の四項目を中心とし、ユーモアを交えながら、熱のこもった講演となった。

具体的な救急法としてなるほどと思ったことは、水上において、空の二リットルのペットボトルで成人男性は浮くことができ、女性なら一リットルでも浮くという話。ジャンパーやスポンをライフジャケット代わりに使用できること。コンビニ二袋も然り。コンビニ二袋はほかにも、緊急の止血の際にゴム手袋代わりに使うこともできるそうだ。

最近、病院はちろんのこと、駅やデパート等にもAEDの設置を見る機会が多く、また、市民を対象とした救急法の講習もしばしば行われており、広く世間の関心が注がれている。こ

うした中、講演の最後に関口氏が語った「とっさの時に心肺蘇生法を行うことを恥ずかしがるのではなく、出来なかつた事を恥ずかしさと考えてほしい」という言葉が強く印象に残り、日赤職員として、救急法の基礎知識をしっかりと備えていなければならないとあらためて考えさせられた。

(教宣部)

「組合活動と労働法」

明治大学法学部講師
松岡 二郎 氏

六月二十四日、二十五日の二日間、佐賀県唐津市の「唐津シティホテル」において、平成十八年度単組新任役員研修会が開催された。

全国より一九単組四八名の参加のもと、今年も講師に明治大学法学部講師の松岡二郎氏をお招きし、「組合活動と労働法」について熱心に聴講した。

今年の講座内容は、第一講座として「業務命令と就業規則」、第二講座として「日赤新労と労働時間関係」に分けられ、事前に各単組より寄せられた質問事項を盛り込みながら進められた。

組合員からの具体的な質問に対して、松岡先生は難

ち帰って、今後の組合活動に有効に活用されることを期待したい。
なお、研修会での質疑応答については「単組新任役員研修会質問事項&回答」としてとりまとめ、各単組に配布してあるので、是非ご活用いただきたい。今機関係紙にも、いくつかを抜粋して掲載しているのので、参考とされたい。

(教宣部)

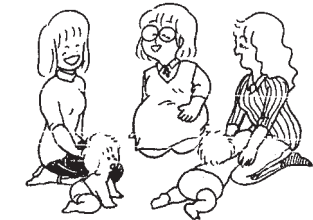


「出産育児一時金が増額が 三五万円に増額」

医療機関へ直接支給に

十月一日より健康保険から出産後に支給される一時金が、三〇万円から三五万円に増額されます。また、支払い方法も、本人ではなく医療機関に直接支給する方式に改められ、退院時に実際にかかった費用との差額分だけを精算する仕組みになります。

厚生労働省によると、旧国立病院での出産費用は平均三十四万六千円なので、平均的な費用に収まった場合は、事実上無料で出産できることとなります。例えば四十万円かかった場合、健康保険から三十五万円が医療機関に支払われるので、本人負担は五万円となります。



これ以外にも、少子化対策として、平成二十年四月からは乳幼児に対する自己負担軽減(二割負担)の対象年齢が、三歳未満から義務教育就学前までに引き上げられます。

●●● Welcome ●●●

リニューアルした
日赤新労ホームページへようこそ!

<http://www.shinro.org/>

単組新任役員研修会 質問事項&回答

【Q1】

入社当時、国家資格を必要とする部署に配属され、いわゆる資格手当相当を上乗せされた基本給が支給されていました。しかし数年後、使用者側の都合によりその部署が縮小され、結果、資格の必要ない部署に配置換えとなりました。この場合基本給の減額事由となるのでしょうか?

【A】資格手当が資格を必要とする具体的な業務に対するものか、または業務を行わなくても付くものか、就業規則でどのように規定されているかによる(どういう理由で手当が出るのかを照らし合わせる)。具体的な業務、例えば手術をすれば手術手当をもらえる。この場合は、部署変更に伴い手当が減額となっても違法ではない。職(業務)に対する手当であれば、必要に応じて部署が変わっても支払う必要がある。

【Q2】

当院の看護職員の勤務体系は就業規則に3交替

制と定められています。3年前、一般病棟を療養型病床に変更し、看護師は変則2交替制となり、『試行』ということで運用されていましたが、平成18年4月の医療法改正による影響もあってか、療養病床はなくなることになりました。(試行のまま)一方、他の一般病棟については、看護職員の確保に困難を要するとの理由で、『試行』ということで病棟ごとに希望を聞いた上で変則2交替制あるいは、夜勤専属の看護師を募り運用しています。組織率90%以上ある職員組合があるにもかかわらず、何ら打診もなく運用されていますが、『試行』とは法的に何年有効なのでしょう?就業規則の改正なしでいつまでも運用することは、新規に配属された職員の労働契約の面からも問題があると思います。

【A】基本的に労働基準法の中には「試行」という考え方はない。よって、変則2交替制の試行の運用開始時にさかのぼり、就業規則に定められている3交替制と照らし合わせ、その差額を時間外勤務として請求することができる。このケースは少なくとも就業規則の改正が必要であり、労働組合に意見を聞く義務が生ずる。例として、「附則：第〇条を停止する。下記の条項で〇年間運用する。」などの改正が必要となる。

さらに、労働協約の中に交替制勤務に関する

取り決めがあるのであれば、その部分も労使で話し合い、変更する必要がある。

【Q3】

年次有給休暇や特別有給休暇の取得単位は1日(暦日)で規定されていますが、二交替勤務者など1勤務が10時間以上、また、2日(暦日)にまたがる交替制勤務者の場合、休暇の取扱い(取得日数)は1日8時間の勤務者と異なるのでしょうか?

【A】休日とは、1勤務が1暦日のうちに行われる場合は、1暦日つまり午前0時から午後12時までの24時間となる。1勤務が2暦日にまたがる場合は、就業規則に定められた起算日より継続した24時間となる。また、1勤務の労働時間が10時間の場合は、変形労働時間制か2時間の残業となる。16時間の二交替勤務者などの休日は、2日分に換算される。

【Q4】

当直者が当直中に、緊急の都合等により当直業務を途中で別の者と交代した場合、当直料はどのような考え方に基いて双方に支給されるのでしょうか?

【A】遅刻早退で賃金がカットされるような時間管理ではない業務であれば、両方の者に当直料が支払われる。